

社会福祉法人マーシ園役員報酬等に関する細則

第一章 総 則

(目 的)

第1条 この細則は、社会福祉法人マーシ園（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慶弔金及び法人業務に携わったときの諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第2条 この細則において役員等とは、法人の評議員、理事及び監事をいう。

第二章 報酬等

(報 酬)

第3条 継続かつ定期的に就業する役員等の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、役員等報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 役員等及び参考人等が評議員会、理事会へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 評議員

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

(2) 理事、監事

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

(3) 参考人等

1日 4時間以内 5,000円

1日 4時間以上 10,000円

3 報酬額の改正等は、毎年開催される定時評議員会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務分担、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、法人の本部事務局長、施設長等の職にある者には、第1項及び第2項は適用しない。

(報酬の支払い方法)

第4条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

(1) 第3条第1項の役員等については、毎月1日に起算し、当月末日に締めきり、翌月10日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。ただし、年額報酬の場合は、年度末日（当日が土・日曜日又は祝

日の場合はその前日)までに金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

(2) 第3条第2項に規程する報酬については、その都度現金にて支払う。

(交通費)

第5条 評議員会、理事会への出席、及び法人業務等に携わったときの交通費は、交通費届によって申し出された金額を、その都度現金にて支払う。ただし、富山県内に居住する者及び理事において、法人の本部事務局長、施設長等の職にある者には、交通費は支給しない。

第三章 出張旅費

(出張旅費)

第6条 出張旅費は、社会福祉法人マーシ園役職員旅費規程を適用する。

2 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費は支給しない。

第四章 慶 弔

(受賞祝金)

第7条 役員等が法人事業に関する功労等により、所管大臣、富山県知事表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章及び理事長が特に認めた表彰等を受けたときは、別表1に定める祝金を支給する。

(疾病見舞金)

第8条 役員等が疾病により入院が連続して2週間以上に及んだときは、別表1に定める疾病見舞金を支給する。

(弔慰金)

第9条 役員等が死亡したときは、その相続人に対し別表2に定める弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第10条 役員等の親族及び理事長が特に必要と認める者が死亡したときは、別表3に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第五章 改 正

(改 廃)

第11条 この細則のうち役員等の報酬等について改正する場合は、理事会の決議を経て法人評議員会の決議を経なければならない。その他の規定を改正又は廃止する場合は、理事会の決議を経なければならない。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 社会福祉法人マーシ園慶弔内規（平成8年7月1日制定、平成22年4月1日全部改正）の別表第1に規程する理事、監事および評議員の各項目は削除する。

第3条第1項に該当する役員等報酬表

区 分		金 額
理事長		月額 15,000円
理 事		月額 10,000円
監 事	財務会計に知識、経験を有する者として選任	年額 180,000円
	上記以外の選任	月額 10,000円

別表第1 祝金及び見舞金

区 分	支給基準額	備 考
受賞祝金	ア. 所管大臣、富山県知事、その他これらに類する 表彰受賞のとき 20,000円 イ. 国の叙勲、褒章受章のとき 30,000円 ウ. その他理事長が認める表彰受賞のとき 10,000円以上20,000円以内	
疾病見舞金	ア. 私傷病見舞金 10,000円 イ. 業務上の傷病による見舞金 (通勤災害を含む) 20,000円	

別表第2 弔慰金

対象者	支給基準額	備 考
評議員	30,000円	弔電・生花
理事長	50,000円	
理 事	30,000円	
監 事	30,000円	

別表第3 香華料

対象者	支給基準額	備 考
配偶者	20,000円	弔電・生花
父母	10,000円	
子	20,000円	
その他理事長が特に 必要と認める者	10,000円	弔電・生花